太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可審査基準の運用細則

「浜松市林地開発許可審査基準」(以下「市審査基準」という。)について、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の場合の運用細則を下記のとおり定める。

記

## 第1 市審査基準 一般的事項について

## (1) 第2の5の(1)関係事項(事業終了後の措置について)

太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずるとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。

## (2) 第2の6の(1)関係事項(住民説明会の実施等について)

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、 地域住民が懸念する事案があることから、事業者は、林地開発許可の申請の前に住 民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する事業者と 地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、事業者は、採光の問題 も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対 応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう努めること。

### (3) 第2の7の(1)関係事項(施設等の管理について)

残置又は造成される森林等については、将来にわたり保全に努めることとしていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

# (4) その他(景観への配慮について)

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、事業者は太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう、景観に配慮した施工に努めること。

### 第2 市審査基準 審査の基準について

## (1) 第3の2の(1)関係事項(自然斜面への設置について)

第3の2の(1)の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁や排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その 他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

#### (2) 第3の9関係事項(排水施設の能力及び構造等について)

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

## (ア) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、市審査 基準の表-6によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流 出係数を 0.9 から 1.0 までとする。

#### (イ) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、市審査基準の第3の9の(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

(3) 第6の1の(1)関係事項(残置し、若しくは造成する森林又は緑地について) 開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。) 内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、市審査基準の第6の1の(1)の表-10によらず、以下の表のとおりとする。

開発行為の 目 的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率は25パーセント (残置森林率は15パーセント) 以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20~クタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20~クタール以下とし、事業区域内に
		これを複数造成する場合は、その間におおむ ね30メートル以上の残置森林又は造成森林 を配置する。